

千葉県報

定例
平成21年3月13日

規 則	千葉県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則	一
	千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則	六
教育委員会規則	教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則	八
	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	一四
病院局管理規程	千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	一七
告 示	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	一八
	土地改良区定款の変更認可	一九
	患畜の発生	一九
	保安林の指定の解除	一九
	保安林の指定施業要件の変更	一九
	都市計画用途地域の変更	二〇
	急傾斜地崩壊危険区域の追加指定	二〇
	土砂災害警戒区域の指定（三件）	二〇
	土砂災害特別警戒区域の指定（三件）	二一
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可（二件）	二二
	土地区画整理組合の解散認可	二三
	昭和四十六年千葉県告示第九十号の一部を改正する告示	二三
内水面漁場管理委員会指示	千葉県内水面漁場管理委員会指示第二号	二三
公 告	特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（二件）	二四
	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請（三件）	二四
	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出（二件）	二五
	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	二六
	土地改良区役員の内退	二六

〇	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	二六
〇	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	二六
〇	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	二七
〇	都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	二七
〇	都市計画公園の関係図書の縦覧	二七
〇	都市計画下水道の関係図書の縦覧（二件）	二七
〇	特定調達公告	二七
〇	落札者等の公告（二件）	二七
正 誤	平成二十一年一月三十日付け県報第一二三七六号中	二八

規 則

千葉県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県規則第五号

千葉県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県港湾管理条例施行規則（昭和五十一年千葉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、入港届又は出港届を提出する者が、岸壁又は物揚場（定係場として使用するものを除く。）を使用しようとするときは、入出港届兼係留施設使用許可申請書（別記第一号様式の二）によることができる。

別表第一岸壁又は物揚場（定係場として使用するものを除く。）の項下欄中「岸壁・物揚場使用許可申請書」を「係留施設使用許可申請書」に改め、同表中固定式荷役機械の項を次のように改める。

荷役機械、荷さばき地、上屋、荷さばき業務管理用建物又は野積場	港湾施設（荷さばき地等）使用許可申請書（別記第四号様式）
--------------------------------	------------------------------

別表第一中軌道走行式荷役機械の項、荷さばき地又は上屋の項、荷さばき業務管理用建物の項及び野積場の項を削り、同表給水施設（自動式給水機を除く。）の項下欄中「船舶給水申請書」を「船舶給水施設使用許可申請書」に改める。
別表第三中東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成十七年東金市条例第十六号）の項の次に次のように加える。

柏市土砂等埋立て等規制条例（平成十九年柏市条例第六十号）

第七條第二項及び第三項、第二十九條第二項並びに第三十條第一項

例 別表第三中富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条（平成九年富津市条例第二十七号）の項の次に次のように加える。

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成十四年四街道市条例第一号）

第七條第二項及び第三項、第二十二條第二項並びに第二十三條第一項

別記第一号様式の次に次の別記様式を加える。

第一号様式の二（第二條）
（その1）

入出港届兼係留施設使用許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

船長氏名
申請者氏名
申請者住所
担当者氏名・連絡先

【 外航・内航 】

申請者コード	IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)
船名	
船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】
国籍	船籍港
総トン数	国際総トン数
重量トン数	全長
連絡方法	呼出符号(信号符号)
船舶電話番号	インターネット電話番号
FAX番号	FAX番号
船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号	(コード)
(住所)	
(電話番号又はFAX番号)	
運航者名・住所・電話番号又はFAX番号	(電話番号又はFAX番号)
(運航者とは船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること。)	(コード)
(住所)	
(電話番号又はFAX番号)	
代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号	(コード)
(住所)	
(電話番号又はFAX番号)	
入港予定港名	入港予定日時
月 日 時 分	月 日 時 分
停泊目的	希望泊場所
希望泊場所	びよう泊予定期間
月 日 時 分	月 日 時 分
係留施設(希望船舶)名称・場所	(コード)
着岸(予定)日時	離岸(予定)日時
月 日 時 分	月 日 時 分
移動前停泊場所	移動後停泊場所
移動理由	移動予定日時
月 日 時 分	月 日 時 分
運航区分	着岸舷側
【入港・移動】	【左舷・右舷】
航路名	【優先指定・定期・不定期】
仕出港	前港
仕向港	次港
特定海域の入城の位置及び入城の予定時刻	
(入城位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分	

(その2)

船名		IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量 (種類)	数量	入港予定港における船種貨物の種類・数量 (種類)	数量
入港予定港			
貨物情報 その他本邦の港 (入港予定港が本邦の最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			
品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による採氏)		こん包の数・正味重量	
危険物情報 入港時		船舶内の積付け位置	
危険物情報 出港時			
危険物荷役業者名・電話番号			
危険物荷役情報 危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時まで			
保障契約締結の有無 【有・無】			
保障契約締結の有無 保障契約証明書の番号 (保障契約証明書を有している場合)			
保障契約情報 保障契約証明書を有していない場合の記入事項			
①保険者等の氏名又は名称 ②保障契約の証書の番号 ③保障契約の有効期限 ④燃料補償損害及び船体除去の費用を担保・補償する契約となっているか ⑤保障限度額			
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】			
備考			
(決定欄) *申請者は記入しないでください。			
ハース		船位	
着岸 (予定) 日時	着岸位置	離岸 (予定) 日時	船位
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
貨物 (陸揚)		貨物 (船種)	
種類	数量	種類	数量
費用		料 金	
円		円	
円			

注 貨物情報欄の (数量) には貨物の容積又は重量のいずれか大きい方を、その単位については容積トン (M³/T) 又は重量トン (K/T) の別を記載してください。

別記第二号様式を次のように改める。
第二号様式 (第三条第一項)
(その1)

保留施設使用許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

船長氏名 _____
申請者氏名 _____
申請者住所 _____
担当者氏名・連絡先 _____

【 外航・内航 】

申請者コード		IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
船名			
船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】	船籍港	【汽船・機船・機帆船・その他】
国籍		重量トン数	全長
総トン数	国際総トン数	船舶電話番号	FAX 番号その他の連絡方法
連絡方法	呼出符号 (信号符号)	船舶電話番号	FAX 番号その他の連絡方法
船主名 (所有者名)・住所・電話番号又は FAX 番号 (名前)		(コード)	
(住所)			
(電話番号又は FAX 番号)		(コード)	
代理人 (店名・住所・電話番号又は FAX 番号 (名前))		(コード)	
(住所)			
(電話番号又は FAX 番号)		(コード)	
入港予定港名		入港予定日時	月 日 時 分
停泊目的		希望泊り泊場所	月 日 時 分
保留施設 (希望船名・場所)		(コード)	月 日 時 分
着岸 (予定) 日時	離岸 (予定) 日時	移動後停泊予定期間	月 日 時 分
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
移動前停泊場所	移動後停泊場所	移動後停泊予定期間	月 日 時 分
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
移動理由	移動予定日時	移動後停泊予定期間	月 日 時 分
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
運航区分	着岸舷側	(被) 接舷船名	最大喫水 (入港から出港まで)
【入港・移動】	【左舷・右舷】		
航路名	【優先指定・定期・不定期】		
仕出港	前港	次港	仕向港
特定海域の入城の位置及び入城の予定時刻 (入城位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分			

別記第五号様式から第七号様式までを次のように改める。
第五号様式から第七号様式まで 削除
 別記第七号様式の二を削る。
 別記第九号様式を次のように改める。
第九号様式 削除
 別記第十号様式を次のように改める。

第十号様式 (第三条第一項)

船舶給水施設使用許可申請書

千葉県知事 様

年 月 日

住所
 申請者 氏名
 電話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

港 湾 名	
申 請 者 コーポ	
船 名	
信号符号(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【 運搬給水 ・ 岸壁給水 ・ 自動販売機 ・ 缶 ・ その他 】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コーポ	
備 考	
給 水 年 月 日	※ 給 水 量 ※ トン
始 指 針	※ 給 水 料 金 ※ 円
終 指 針	※ 摘 要 (給水確認)
給 水 器 番 号	※

注 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県港湾管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県規則第六号

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築士法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の二級建築士又は木造建築士免許申請書には、申請前六箇月以内に撮影した写真(脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。以下「免許証明写真」という。)をはり付けなければならない。

第十一条第一項中「二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)(及び)」を削り、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、「かつ」の下に「前項の場合にあつては」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)(又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。))に記載された事項に変更を生じた場合においては、二級建築士又は木造建築士は、その変更を生じた日から三十日以内に免許証明写真をはり付けた二級建築士又は木造建築士登録事項変更届免許証(免許証明書)書換え交付申請書(別記第四号様式の二)に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

第十二条第一項中「遅滞なく」の下に「免許証明写真をはり付けた」を加える。

第十六条の十四中「第七条」を「第七条第一項及び第三項」に、「及び」を「並びに」に、「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

別記第二号様式中

二級建築士
免許申請書

収入証紙
ちよう付欄

二級建築士
免許申請書

ふりがな	氏名	年 月 日 生	年 月 日 生	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
本 籍	郵便番号	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期	合格証書番号	第	号
現 住 所	郵便番号	年 月 日	年 月 日	第	号
試 験	合格証書付	年 月 日	合格証書番号	第	号

ふりがな	氏名	年 月 日 生	年 月 日 生	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現 住 所	郵便番号	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期	合格証書番号	第	号
試 験	合格証書付	年 月 日	合格証書番号	第	号

写真はり付け欄
1 6 箇月以内に撮影した写真(脱帽し、正面から上半身を写した無背景のものに限り。縦 4.5cm、横 3.5cm)
2 裏面に氏名及び撮影年月日を記入する。
3 はり付けた写真は免許証(免許証明書)に転写されます。

改める。
別記第三号様式及び第三号様式の二を次のように改める。

第三号様式 (第九条第一項)

二 級 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生
 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) により
 二級建築士の免許を与えたことを証する。
 登録番号 第 号
 登録年月日 年 月 日

千葉県知事 印

2.4cm
3.0cm
写 真

8.5cm

第三号様式の二 (第九条第一項)

木 造 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生
 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) により
 木造建築士の免許を与えたことを証する。
 登録番号 第 号
 登録年月日 年 月 日

千葉県知事 印

2.4cm
3.0cm
写 真

8.5cm

別記第四号様式の次に次の別記様式を加える。

第四号様式の二 (第十一条第二項)

二級建築士 登録事項変更届兼免許証(免許証明書)書換え交付申請書
 木造建築士

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更がございましたので、千葉県建築士法施行細則第 11 条第 2 項の規定により届け出るとともに、二級建築士免許証(免許証明書)の書換え交付を申請します。

年 月 日

住 所
 届出者 氏 名

印

千葉県知事 様
 (指定登録機関)

記

登 録 事 項	性 別	登 録 番 号	変 更
ふりがな			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生		
性 別	男 ・ 女		
登 録 番 号			写真はり付け欄 1 6 箇月以内に撮影した写真(脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦 4.5cm、横 3.5cmのものに限る。) 2 裏面に氏名及び撮影年月日を記入する。 3 はり付けした写真は免許証(免許証明書)に転写されます。
登 録 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
変 更 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由			

注 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

別記第五号様式中

- 1 ふりがな
- 2 生 年 月 日 別 年 月 日生
- 3 性 男 ・ 女
- 4 登 録 番 号
- 5 登 録 年 月 日
- 6 汚損又は亡失の年月日
- 7 汚損又は亡失の理由
(詳しく記入のこと。)

ふりがな	
生 年 月 日	年 月 日生
性 別	男 ・ 女
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
汚損又は亡失の年月日	年 月 日
汚損又は亡失の理由	

写真はり付け欄
1 6 箇月以内に撮影した写真(脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦 4.5cm、横 3.5cmのものに限る。)
2 裏面に氏名及び撮影年月日を記入する。
3 はり付けした写真は免許証(免許証明書)に転写されます。

別記第八号様式中「知 事 印」を「知 事 印」に改める。
(指定事務所登録機関印)

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県建築士法施行細則(以下「改正前の規則」と

いう。)別記第三号様式による二級建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は改正前の規則別記第三号様式の二による木造建築士免許証の交付を受けている木造建築士は、改正後の千葉県建築士法施行細則(以下「改正後の規則」という。)別記第三号様式による二級建築士免許証又は改正後の規則別記第三号様式の二による木造建築士免許証の再交付を知事に申請することができる。

3 改正後の規則第十二条第一項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第一項中「その事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証又は免許証明書」とあるのは「免許証」と、改正後の規則別記第五号様式中「この並びに免許証(免許証明書)を汚損(亡失)したもので、下記」とあるのは「下記」と読み替えるものとする。

4 改正後の規則第十六条の十四に規定する場合における第二項の規定の適用については、同項の規定中「改正後の千葉県建築士法施行細則(以下「改正後の規則」という。)

別記第三号様式による二級建築士免許証又は改正後の規則別記第三号様式の二による木造建築士免許証の再交付を知事」とあるのは、「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付を建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の第二項の規定により知事が指定した者」とする。

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則をここに公布する。
平成二十一年三月十三日
千葉県教育委員会委員長 天 笠 茂

千葉県教育委員会規則第一号

教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号。以下「免許法」という。)第九条の二の規定による免許状の有効期間の更新及び延長並びに第九条の三の規定による免許状更新講習並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。)附則第二条の規定による更新講習修了確認等に関し必要な事項を定めるものとする。
(免許状の有効期間の更新申請)

第二条 免許法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類(同条第三項の規定により同法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習を受ける必要がないものとする免許管理者の認定を受けて有効期間の更新を受けようとする者

にあつては、第二号に掲げる書類に限る。)を添えて千葉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出しなければならない。

一 免許法第七条第四項に規定する証明書(以下「免許状更新講習(修了)(履修)証明書」という。)

二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類(免許状更新講習の免除対象者)

第三条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。)第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員(免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他県教育委員会又は市町村の教育委員会(以下単に「教育委員会」という。)において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となつていているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- イ 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)
- ロ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)

二 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)

三 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として県教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)が別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等(普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の十年前の日以後に受けたものに限る。)とする。

(免許状の有効期間の延長申請)

第四条 免許法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書(別記第二号様式)にその者が当該免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。
(免許状更新講習を受講できる者)

第五条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となつていているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- ロ 独立行政法人(免許状更新講習規則第九条第一項第三号ニの規定により文部科学大臣が指定したものに限り。)

二 学校法人の役員

三 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者)

第六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)
- イ 役員若しくは職員となつていているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- ロ 学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)

三 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認申請)

第七条 改正法附則第二条第二項の規定により更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書(別記第三号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 免許状更新講習(修了)(履修)証明書
- 二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(改正法附則第二条第三項第三号の確認申請)

第八条 改正法附則第二条第三項第三号の確認を受けようとする者は、改正法附則第二条

第三項第三号の確認申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書
- 二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

（免許状更新講習の修了確認期限の延期申請）

第九条 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期を申請しようとする者は、修了確認期限延期申請書（別記第五号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

（免許状更新講習が免除される旧免許状所持現職教員）

第十条 改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教育職員をしていた者であつて、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となつていているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの
- 二 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員
- 三 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

3 改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉県教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等（改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限の十年前の日以後に受けたものに限る。）とする。

（免許状更新講習の免除申請）

第十一条 改正法附則第二条第五項の認定を受けようとする者は、免許状更新講習免除申請書（別記第六号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

別記

第一号様式（第二条）

（その一）

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

千葉県教育委員会 様 年 月 日

収入証紙
はり付け

フリガナ	氏名	⑤	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校又は機関等	職名		籍地	
住 所	（電話）		本籍地	
			（都道府県名）	

私は、次のとおり免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

2 修了又は履修をした免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれか
- 2 免許状更新講習の開設者が発行する免許状更新講習（修了）（履修）証明書（当該証明書が免許状更新講習の開設者から免許管理者に直接送付される場合は不要です。）。

(その二)

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の免除によるもの)

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会様 年 月 日

フリガナ 氏名	〒	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校又は機関等		職名	
住 所	(電話)	本籍地 (都道府県名)	

私は、次のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する免許状更新講習を受ける必要がない者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 (所属)
(職及び氏名)

注 この申請書には、免許状の写し、教育職員免許状授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書)のいずれかを添付してください。

第二号様式(第四条)

有効期間延長申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会様 年 月 日

フリガナ 氏名	〒	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校又は機関等		職名	
住 所	(電話)	本籍地 (都道府県名)	

私は、次のとおり教育職員免許法第9条の2第5項に規定する事由(教育職員免許法施行規則第61条の5各号に規定する事由を含む。)に該当するため、同令第61条の9第1項の規定により、下記の免許状について有効期間の延長を申請します。

1 延長事由

(延長事由が継続する期間 年 月 日～ 年 月 日)

2 延長期間 年 月 日まで延長

3 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

4 延長前の有効期間 年 月 日まで

(証明者記入欄)

上記の者は、教育職員免許法第9条の2第5項に規定する事由(教育職員免許法施行規則第61条の5各号に規定する事由を含む。)に該当することを証明する。

年 月 日 (所属)
(職及び氏名)

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれか
- 2 所属長の意見書

第三号様式 (第七条)

更新講習修了確認申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様 年 月 日

フリガナ 氏 名	〒	生年月日	年 月 日
勤務 (予定) 校又は機関等		職 名	
住 所	(電話	本 籍 地 (都道府県名)	

私は、次のとおり免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

2 修了又は履修をした免許状更新講習

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認証明書 (前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) のいずれか
- 2 免許状更新講習の開設者が発行する免許状更新講習 (修了) (履修) 証明書 (当該証明書が免許状更新講習の開設者から免許管理者に直接送付される場合は不要です。)

平成21年3月13日 (金曜日)

第四号様式 (第八条)

改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会 様 年 月 日

フリガナ 氏 名	〒	生年月日	年 月 日
勤務 (予定) 校又は機関等		職 名	
住 所	(電話	本 籍 地 (都道府県名)	

私は、次のとおり免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の規定による確認を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

2 修了又は履修をした免許状更新講習

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日

注 この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の確認証明書 (前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) のいずれか
- 2 免許状更新講習の開設者が発行する免許状更新講習 (修了) (履修) 証明書 (当該証明書が免許状更新講習の開設者から免許管理者に直接送付される場合は不要です。)

第五号様式 (第九条)

修了確認期限延期申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会様 年 月 日

フリガナ 氏名	㊦	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校又は機関等		職名	
住所	(電話)	本籍地 (都道府県名)	

私は、次のとおり教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項に規定する事由(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項各号に規定する事由を含む。)に該当するため、同令附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について修了確認期限の延期を申請します。

- 1 延期事由
(延期事由が継続する期間 年 月 日～ 年 月 日)
- 2 延期期間 年 月 日まで延期
- 3 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

4 延期前の修了確認期限 年 月 日まで

(証明者記入欄)
上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項に規定する事由(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条第1項各号に規定する事由を含む。)に該当することを証明する。
年 月 日 (所属)
(職及び氏名) ㊦

注 この申請書には、次の書類を添付してください。
1 免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれか。
2 所属長の意見書

第六号様式 (第十一条)

免許状更新講習免除申請書

収入証紙
はり付け

千葉県教育委員会様 年 月 日

フリガナ 氏名	㊦	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校又は機関等		職名	
住所	(電話)	本籍地 (都道府県名)	

私は、次のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する免許状更新講習を受ける必要がない者に該当するため、同令附則第9条第1項の規定により、下記の免許状について免許状更新講習の免除を申請します。

- 1 免除事由
- 2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載された氏名	免許状に記載された本籍地
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

(証明者記入欄)
上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。
年 月 日 (所属)
(職及び氏名) ㊦

注 この申請書には、免許状の写し、教育職員免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回の更新講習修了確認が免除されている場合は免許状更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付してください。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

千葉県教育委員会委員長 天 笠 茂

千葉県教育委員会規則第二号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則（平成元年千葉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を第八号とし、同項第五号中「第十号又は第十一号」を「第九号又は第十号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 免許法第五条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）

六 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）にあつては、普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

第二条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「教育資格認定試験の合格証明書（教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書をいう。）又は免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 教育資格認定試験の合格証明書（教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書をいう。）又は免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に規定する基礎資格を有していることを証する書面

二 免許法第十六条の二第二項（免許法第十六条の三第三項、第十六条の四第四項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書

三 旧免許状所持者にあつては、普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類
第三条第一項各号列記以外の部分中「及び附則第十一項」を「並びに附則第九項及び第十八項」に改め、同項第二号中「健康診断書」を「身体に関する証明書（第九条の三第二号に規定する身体に関する証明書をいう。以下第八条までにおいて同じ。）又は健康診断書」に改め、同項に次の二号を加える。

三 免許法第六条第四項（免許法附則第九項後段若しくは第十八項後段又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受け

る者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書

四 旧免許状所持者にあつては、普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類
第三条第二項第三号ハ中「第五号」を「第四号」に改める。

第三条の二第一項第二号中「健康診断書」を「身体に関する証明書又は健康診断書」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第一号中「健康診断書」を「身体に関する証明書又は健康診断書」に改める。

第七条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同項

第二号中「健康診断書」を「身体に関する証明書又は健康診断書」に改め、同条第二項第一号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第九条の二の次に次の一条を加える。
（人物及び身体に関する証明書の様式）

第九条の三 免許法第七条第二項に規定する人物及び身体に関する証明書の様式は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

一 人物に関する証明書 別記第六号様式の二
二 身体に関する証明書 別記第六号様式の三
第十九条中「第六十五条の八」を「第六十五条の十一」に改める。

第二十二條中「及び」の下に「身体に関する証明書又は」を加える。
第二十三條第一項各号列記以外の部分中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改め

別記第三号様式中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。
別記第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第五号様式 (第六条)

有効期間の満了の日 年 月 日

授与条件 (番号) 千葉県教育委員会 年 月 日

記

別免許状を授与する

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより (左記の (教科・事項) について (学校種別) 教諭特

(学校種別) 教諭特別免許状 本籍地 氏名 年 月 日生

備考 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者に授与する特別免許状については、有効期間の定めがないものとする。

第六号様式 (第九条)

有効期間の満了の日 年 月 日

授与条件 (番号) 千葉県教育委員会 年 月 日

記

免許状を (授与する・有するものとみなす)

特別支援教育領域について (学校種別) 助教諭臨時

法) 第 条の定めるところにより (左記の教科又は

右の者に (教育職員免許法・教育職員免許法施行

(学校種別) 助教諭臨時免許状 本籍地 氏名 年 月 日生

別記第六号様式の次に次の別記様式を加える。

第六号様式之二 (第九条の三)

(その一)

人物に関する証明書

現在の勤務先
職名
氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明します。

年 月 日

証明者

印

記

勤務学校名					
勤務期間	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
出願免許状	() 教諭 () 免許状 (教科又は特別支援教育領域)				
評価	優秀	良好	普通	不十分	不適
学識経験の程度					
日常の研修態度					
指導の実践					
総合意見					

上記の者の人物に関しては、各項目に記載のとおりです。

年 月 日

所属長

印

(その二)

人物に関する証明書 (栄養教諭用)

現在の勤務先
職名
氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明します。

年 月 日

証明者

印

記

勤務学校名					
勤務期間	年 月 日から	年 月 日まで	年 月		
出願免許状	栄養教諭 () 免許状				
評価	優秀	良好	普通	不十分	不適
学識経験の程度					
日常の研修態度					
総合意見					

上記の者の人物に関しては、各項目に記載のとおりです。

年 月 日

所属長

印

第六号様式の三 (第九条の三)

身体に関する証明書

氏名 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明します。

年 月 日

証明者 国

記

項目	状 況
身長	・ c m
体重	・ k g
視力	右 ・ (・) 左 ・ (・)
聴力	右→正常・異常 左→正常・異常
胸部 X 線	異常なし・異常あり
現在の疾病及び異常	
総合判定	

上記の者の身体に関しては、各項目に記載のとおりです。

年 月 日

所属長 国

別記第八号様式を次のように改める。

第八号様式 (第十二条)

免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所 郵便番号 電話

ふりがな

氏 名

㊦

下記の免許状について授与証明書を交付願います。

本籍地 (都道府県名)	氏 名	生 年 月 日	有 効 期 間 満了年月日
		年 月 日	
免許状の種類	教科、事項又は特別支援教育領域	免許状番号	授与年月日

申請理由 _____

注

- 1 有効期間の定めのない普通免許状又は特別免許状については、「有効期間満了年月日」欄は空欄とすること。
- 2 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病 院 局 管 理 規 程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布す

る。

平成二十一年三月十三日

千葉県病院局長 小田 清一

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「宿日直勤務」の下に「(第三号に掲げる宿日直勤務を除く。)」を加え、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 救急医療センターに勤務する医師である職員(別表第二十一職の欄に掲げる職を占める職員を除く。)であつて緊急に搬送される患者を地域の医療機関が円滑に受け入れる体制を構築する者として局長が定めるものが入院患者の病状の急変又は救急の外來患者等に対処するため及び患者を緊急に搬送するのに必要な調整等をするために行う宿日直勤務 その勤務一回につき四万円

四 救急医療センターに勤務する医師である職員(別表第二十一職の欄に掲げる職を占める職員に限る。)であつて緊急に搬送される患者を地域の医療機関が円滑に受け入れる体制を構築する者として局長が定めるものが患者を緊急に搬送するのに必要な調整等をするために行う宿日直勤務 その勤務一回につき三万円

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第二百四号

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱(昭和五十九年千葉県告示第三百六十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式別紙一中「入院1日につき300円、」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の法令に規定する食事療養及び生活療養に係る標準負担額並びに」に改める。

別記第三号様式別紙一中「入院1日につき300円、」を「健康保険法その他の法令に規定する食事療養及び生活療養に係る標準負担額並びに」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱(次項において「改正後の要綱」という。)の規定は、平成二十年十月一日以後に母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童(次項において「ひとり親家庭の父母等」という。)が受けた保険医療機関の診療又は保険薬局の調剤について適用する。

(適用)

2 平成二十年十月一日前にひとり親家庭の父母等が受けた保健医療機関の診療又は保険薬局の調剤に係る補助金の交付の申請又は補助事業の実績報告をする場合における改正後の要綱別記第一号様式及び第三号様式の規定の適用については、別記第一号様式中「3 一部負担額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の法令に規定する食事療養及び生活療養に係る標準負担額並びに通院又は調剤1件につき1,000円とする。」と定める。

「3 平成20年10月1日前に受けた診療又は調剤に係る一部負担額は、入院1日につき300円、通院又は調剤1件につき1,000円とし、平成20年10月1日以後に受けた診療又は調剤に係る一部負担額は、健康保険法その他の法令に規定する食事療養及び生活療養に係る標準負担額並びに通院又は調剤1件につき1,000円とする。」と定める。

控除額	附加給付額	控除額	附加給付額	控除額	附加給付額	控除額	附加給付額
寄附金、賠償金その他の収入	一部負担額	円	円	円	円	円	円
計 B	計 B	円	円	円	円	円	円

と定める。

控除額	附加給付額	控除額	附加給付額	控除額	附加給付額	控除額	附加給付額
寄附金、賠償金その他の収入	一部負担額	円	円	円	円	円	円
計 B	計 B	円	円	円	円	円	円

別記第三号様式中

「3 一部負担額は、健康保険法その他の法令に規定する食事療養及び生活療養に係る標準負担額並びに通院又は調剤 1 件につき 1,000 円とする。」

「3 平成 20 年 10 月 1 日前に受けた診療又は調剤に係る一部負担額は、入院 1 日につき 300 円、通院又は調剤 1 件につき 1,000 円とし、平成 20 年 10 月 1 日以後に受けた診療又は調剤に係る一部負担額は、健康保険法その他の法令に規定する食事療養及び生活療養に係る標準負担額並びに通院又は調剤 1 件につき 1,000 円とする。」

控除額	附加給付額	一部負担額	寄附金、賠償金その他の収入	計 B
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円

とする。

控除額	附加給付額	一部負担額	寄附金、賠償金その他の収入	計 B
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円

とする。

千葉県告示第二二五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市山田土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月六日付けで認可した。
平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第二二六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患者の発生届出があった。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
結核病	患者	牛	一	南房総市和田町沼	平成二十一年二月二十六日

千葉県告示第二二七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南房総市和田町海発字谷ノ田一二一八番二七
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

千葉県告示第二二八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

その一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年農林省告示第六百三十一号（二に限る。）、平成三年農林水産省告示第九百十九号（一に限る。）

- 二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

その二
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十八年農林省告示第八百五十九号(一に限る。)、昭和五十五年農林水産省告示第九百七十六号、昭和五十九年農林水産省告示第九百七十五号(三に限る。)、平成二年農林水産省告示第九百六十四号(一に限る。)、平成三年農林水産省告示第八百十八号(二及び三に限る。)、平成三年農林水産省告示第九百十九号(二、三及び四に限る。)、平成十三年千葉県告示第六百四十三号(その一に限る。)、及び四に限る。)、平成十三年千葉県告示第六百四十三号(その一に限る。)

二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに係る市役所及び夷隅郡大多喜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画用途地域を次のとおり変更した。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

一 都市計画の種類及び名称

習志野都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

習志野市谷津一丁目、谷津五丁目、谷津六丁目及び谷津七丁目の各一部の区域

千葉県告示第二百十号

平成十八年千葉県告示第二百八十五号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)神納三急傾斜地崩壊危険区域で指定した区域に次の区域を加える。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び君津地域整備センターにおいて縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一一号から標柱第一三号までを順次結んだ線及

び標柱第一三号と標柱第一一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名	番
一一	袖ヶ浦市	神納	谷	二、九七七番三	
一二	〃	〃	〃	二、九七六番	
一三	〃	〃	〃	二、九七六番	

千葉県告示第二百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐野	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房地域整備センターに備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
染井一	香取郡多古町染井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出沼一	香取郡多古町出沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出沼二	香取郡多古町出沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大原内一	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

方田	香取郡多古町方田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本町一	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
五反田	香取郡多古町五反田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本町二	香取郡多古町多古の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯笹一	香取郡多古町飯笹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北中一	香取郡多古町北中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛地域整備センター成田整備事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新井田一	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
菱田一二	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大里一八	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新井田二	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高田一	山武郡芝山町高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山中一	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮崎一	山武郡芝山町宮崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

小原子六	山武郡芝山町小原子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿部田三	山武郡芝山町殿部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小原子七	山武郡芝山町小原子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛地域整備センター成田整備事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
佐野	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房地域整備センターに備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

区域の名称 指定の区域 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	染井一	香取郡多古町染井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	出沼一	香取郡多古町出沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	出沼二	香取郡多古町出沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	大原内一	香取郡多古町大原内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	方田	香取郡多古町方田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	本町一	香取郡多古町本町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	五反田	香取郡多古町五反田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	本町二	香取郡多古町本町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	飯笹一	香取郡多古町飯笹の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	北中一	香取郡多古町北中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛地域整備センター成田整備事務所にて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

組合の名称 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、佐倉市井野東土地区画整理組合の事業計画（設計の概要、事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。 平成二十一年三月十三日 千葉県知事 堂本 暁子	新井田一	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	菱田一二	山武郡芝山町菱田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	大里一八	山武郡芝山町大里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	新井田二	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	高田一	山武郡芝山町高田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	山中一	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	宮崎一	山武郡芝山町宮崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	小原子六	山武郡芝山町小原子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	殿部田三	山武郡芝山町殿部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	小原子七	山武郡芝山町小原子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛地域整備センター成田整備事務所にて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、佐倉市井野東土地区画整理組合の事業計画（設計の概要、事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。
平成二十一年三月十三日
千葉県知事 堂本 暁子

佐倉市井野東土地区画整理組合

二 事務所の所在地

佐倉市宮ノ台二丁目一番一号

三 設立認可の年月日

平成十四年七月九日

四 変更の内容

事業施行期間

変更前 平成十四年七月九日から平成二十一年三月三十一日まで

変更後 平成十四年七月九日から平成二十四年三月三十一日まで

五 変更認可の年月日

平成二十一年三月十三日

千葉県告示第二百十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、習志野市J R津田沼駅南口土地区画整理組合の事業計画(設計の概要及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

一 組合の名称

習志野市J R津田沼駅南口土地区画整理組合

二 事務所の所在地

習志野市谷津七丁目四番三八号

三 設立認可の年月日

平成十九年七月二十七日

四 変更認可の年月日

平成二十一年三月十三日

千葉県告示第二百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、市川市柏井土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第二百二十号

昭和四十六年千葉県告示第百九十号(千葉県収納代理金融機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十三日

表中鴨川農業協同組合の項を削る。

千葉県知事 堂本 暁子

内水面漁場管理委員会指示

千葉県内水面漁場管理委員会指示第二号

利根川の千葉県水面におけるしじみの採捕について、しじみ資源の保護培養及び漁場利用の秩序維持を図るため、漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。ただし、千葉県内水面漁業調整規則(昭和四十一年千葉県規則第七号)第三十三条の規定により許可を受けた者については、この限りではない。

平成二十一年三月十三日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 萬上 聰一郎

一 採捕禁止区域

利根川河口堰管理橋下流端の線より下流の利根川の千葉県水面のうち、次に定める水域

1 銚子市銚子大橋下流端の線より下流の水域

2 銚子市本城町二丁目三六番地の一・二の銚子漁港第三漁船きよ下船溜(通称本城下船溜)防波堤(下流部)突端から二四度(方位は真方位による。以下同じ。)の線から

香取郡東庄町石出字砂子合二二六番地地先東庄町住宅団地排水施設排水口下流端から

五一度の線までの間の水域。ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各地点を順次

結んだ線と公有水面と陸地との境界線によつて囲まれた水域を除く。

ア 銚子市四日市場町一、四五四番地地先に国土交通省が設置した利根川右岸五・五

イ アの地点から三七度一五〇メートルの地点

ウ 銚子市四日市場町四三八番地地先に国土交通省が設置した利根川右岸六・〇〇キ

ロメートルキロ杭から三七度の線上で公有水面と陸地との境界線上の地点から一〇

メートルの地点

エ 銚子市芦崎町二、一四四番地地先に国土交通省が設置した利根川右岸六・二五キ

ロメートルキロ杭から三七度の線上で公有水面と陸地との境界線上の地点から一五

メートルの地点

オ カの地点から三五度一五〇メートルの地点

カ 銚子市芦崎町一、一〇二番地(銚子市芦崎終末処理場)地先に国土交通省が設置

した利根川右岸七・〇〇キロメートルキロ杭から三五度の線上で公有水面と陸地と

の境界線上の地点

採捕してはならない者

次に定める者以外の者

- 1 千葉県内水面漁業調整規則第六条第二号の規定によりひき網（しじみ船びき網）による採捕許可を受けた者。ただし、ひき網（しじみ船びき網）で採捕する場合に限る。
- 2 徒手採捕及びくまで（爪及び柄のみの構造で、爪の幅一五センチメートル以下、爪の長さ二〇センチメートル以下、柄の長さ二五センチメートル以下、爪の間隔一・五センチメートル以上のものに限る。）で採捕する者
- 3 指示の有効期間
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり
 平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人まごころケアひまわり
 - 2 代表者の氏名 小野呈子
 - 3 主たる事務所の所在地 千葉市花見川区幕張本郷一丁目二番二一号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、千葉市及びその近隣に住む、全ての高齢者等と困難を抱えた人の日常生活に関して、生活支援・介護サービスと、これを支える人材の育成に努め、社会福祉の向上を図り、地域の健全なる福祉増進に寄与するとともに、誰もが暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり
 平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人興学社教育研究所
 - 2 代表者の氏名 車重徳
 - 3 主たる事務所の所在地 松戸市新松戸四丁目三五番地

三 定款に記載された目的 この法人は、主に子どものいる各家庭に対して、教育相談や知能検査に関する事業を行い、子どもの教育上または発達上の支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり
 平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会
 - 2 代表者の氏名 水野谷繁
 - 3 主たる事務所の所在地 千葉市中央区千葉港四番四号
- 三 定款に記載された目的 本会は、市民のための質の高いケアマネジメントの実現のため、保健・医療・福祉のチームケアの推進等に関する事業を行い、要介護者並びにその家族等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり
 平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人新祐会
 - 2 代表者の氏名 高野恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 木更津市万石六六七番地一
- 三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対して保健、医療又は福祉の増進を図る活動に関する事業を行い、介護保険法に基づく居宅サービス事業や自立した高齢者ができる限り要支援、要介護状態になることなく健康の増進を図ることができ、健康で生き生きとした老後の生活を送ることができ、高年齢者が地域社会の中で自立した生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。また、児童、障害児・者が個人の意思を尊重されつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、障害福祉サービス事業を行う。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 1 名称 特定非営利活動法人日本ブルキナフアソ友好協会
- 2 代表者の氏名 松山則政
- 3 主たる事務所の所在地 白井市桜台二丁目六番三―四〇四号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、ブルキナフアソにおいて、貧困・病気に苦しむ人々を対象に、教育・医療・保健衛生・農業に関する事業を行い、国際協力の活動に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十一年三月十三日から七月十三日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十一年三月十三日から七月十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ロックタウン木更津
木更津市請西南二丁目二七番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦
東京都千代田区神田佐久間河岸六七
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平ほか
千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十月二十五日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二、四〇七平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
七三一台
- 6 駐輪場の収容台数
三五九台
- 7 荷さばき施設の面積
五三三平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
二一六立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前十時（イオンリテール株式会社については午前九時）、閉店時刻は午後十時（イオンリテール株式会社については翌午前九時）
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前八時三十分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
六か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から翌午前六時まで

- 二 届出年月日
平成二十一年二月二十四日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十一年三月十三日から七月十三日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十一年三月十三日から七月十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>(仮称) ベイシア東金店 東金市道庭字三斗蒔四九五番二ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。 平成二十一年三月十三日 千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄 群馬県前橋市亀里町九〇〇番地</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 染井野ショッピングセンター 佐倉市染井野四丁目七番地一</p>
<p>ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄 群馬県前橋市亀里町九〇〇番地</p>	<p>二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 一〇、八五〇平方メートル</p>
<p>3 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十一年十月二十四日</p>	<p>三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 〇平方メートル</p>
<p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 七、三八六平方メートル</p>	<p>四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となる日 平成二十一年三月三十日 届出年月日 平成二十一年二月二十七日</p>
<p>5 駐車場の収容台数 四七六台</p>	<p>五 届出年月日 平成二十一年二月二十七日</p>
<p>6 駐車場の収容台数 一〇六台</p>	<p>土地改良区役員の退任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、君津郡大原台土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。 平成二十一年三月十三日 千葉県知事 堂本 暁子 退任理事 君津市平山一、三七三番地 鈴木 節夫</p>
<p>7 荷さばき施設の面積 一七六平方メートル</p>	<p>都市計画用途地域の関係図書の縦覧 平成二十一年千葉県告示第二百九号に係る習志野都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十一年三月十三日 千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>8 廃棄物等の保管施設の容量 六九立方メートル</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十一年三月十三日習志野市の決定に係る習志野都市計画地区計画J R津田沼駅南口地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十一年三月十三日</p>
<p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十一年三月十三日習志野市の決定に係る習志野都市計画地区計画J R津田沼駅南口地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十一年三月十三日</p>
<p>10 駐車場の自動車の出入口の数 四か所</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十一年三月十三日習志野市の決定に係る習志野都市計画地区計画J R津田沼駅南口地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十一年三月十三日</p>
<p>11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで 届出年月日 平成二十一年二月二十三日</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十一年三月十三日習志野市の決定に係る習志野都市計画地区計画J R津田沼駅南口地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十一年三月十三日</p>
<p>12 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市建設経済部産業振興課 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十一年三月十三日習志野市の決定に係る習志野都市計画地区計画J R津田沼駅南口地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。 平成二十一年三月十三日</p>

千葉県知事 堂 本 暁 子

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十一年三月十三日習志野市の変更に係る習志野都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十一年三月十三日習志野市の変更に係る習志野都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十一年三月十三日習志野市の変更に係る習志野都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十一年三月十三日習志野市の変更に係る習志野都市計画下水道習志野市第一号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十一年三月十三日習志野市の変更に係る習志野都市計画下水道習志野市第三号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十

一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

千葉県知事 堂 本 暁 子

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものとする。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
平成 2 1 年 3 月 1 3 日

千葉県印旛沼下水道事務所長 白 井 清

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩印旛沼流域下水道花見川終末処理場他維持管理包括委託 一式
- ⑪千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目 2 4 番 1 号
- ⑫平成 2 1 年 2 月 4 日
- ⑬日本ヘルス・男島テクノ・千葉メンテ・東日本エンジ特定委託業務共同企業体 代表企業 日本ヘルス工業株式会社 八千代市大和田新田 4 9 4 番地 1 6
- ⑭5, 6 3 8, 5 0 0, 0 0 0 円
- ⑮総合評価一般競争入札
- ⑯平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
平成 2 1 年 3 月 1 3 日

千葉県手賀沼下水道事務所長 倉 持 洋 造

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場他維持管理包括委託 一式
- ⑪千葉県手賀沼下水道事務所 柏市篠籠田 1 3 0 番
- ⑫平成 2 1 年 2 月 4 日
- ⑬ヴェオリア・西原手賀沼終末処理場他特定委託業務共同企業体 代表企業 ヴェオリア・ウオーター・ジャパン株式会社 東京都港区海岸三丁目 2 0 番 2 0 号
- ⑭4, 7 9 8, 5 0 0, 0 0 0 円
- ⑮総合評価

一般競争入札 ⑦平成20年11月14日

正 誤

平成二十一年一月三十日付け県報第一二三七六号中	ページ	三
	段	下
	行	後ろか ら一六
昭和三十九年法律第六号	誤	特例
平成十六年法律第五十九号	正	特例等

(選挙管理委員会)

購読料 月決め 一部一箇月二、〇〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 八四円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号
 定期購読申し込み先
 一部売り申し込み先

千 葉 県
 〇四三(二二三)二一五二
 〇四三(二二三)二六五八